

埼玉県訓令第二号

訓令

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表産業支援課の項を削り、同表雇用・人材戦略課の項勤務時間の欄中「上と同じ。」を「4週間を平均して1週間について38時間45分」に改め、同項週休日の欄中「上と同じ。」を「日曜日及び1週間について1日とし、業務の実情に応じ所屬長が定める日」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。